

令和6年 第5回定例教育委員会

令和6年5月27日（月）
午後1時00分から
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

ア 令和5年度 教育委員会事務の執行状況 別冊

(2) 学校教育関係

ア 6月の行事予定について P 1

イ 6月の事業予定について P 2

(3) 生涯学習関係

ア 6月の事業予定について P 3

5 審議案件

議案第11号 宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員の委嘱について P 4

議案第12号 教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委嘱について P 8

議案第13号 宮代町学校給食運営審議会委員の委嘱について P 11

議案第14号 宮代町学校給食研究委員会委員の委嘱について P 14

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

(2)学校教育関係

ア 6月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(土)		
2日(日)		
3日(月)	校内競書会(須) 心肺蘇生法研修(須) 校内競書会(～4日)(百) プール開き(東) 小中連携授業参観ウイーク① (前中→百小)(百) 校内硬筆競書会(笠)	全校集会(壮行会)(須) 小中連携授業参観ウイーク① (前中→百小)(前) QU調査(百)
4日(火)	校内硬筆展(～7日)(須) 校内硬筆展(～10日)(東) 特別支援学級小中合同ミニ運動会 (須)	特別支援学級小中合同ミニ運動会 (須) 生徒会朝会(壮行会)(百)
5日(水)	田んぼの学校(5年)(東)	
6日(木)	プール開き(須) 不審者対応避難訓練(笠) 校内硬筆展(～7日)(笠)	
7日(金)	プール開き(笠) 田んぼの学校(5年)(笠)	学校総合体育大会4地区大会(～12日) 通信陸上大会(中)(～8日)
8日(土)	町硬筆展覧会(～9日)(小) 学校公開(東) 林間学校説明会(5年)(東) 第1回学校運営協議会(東)	町硬筆展覧会(～9日)(中)
9日(日)		
10日(月)		第1回東部学力テスト(3年)(中) プール開き(前)
11日(火)	リコーダー講習会(3年)(百) 校内硬筆展公開(～14日)(百)	
12日(水)	租税教室(6年)(百) 自転車運転免許試験(4年)(東) 個別懇談(～19日)(東) 自然教室(～14日)(笠)	
13日(木)		
14日(金)	全校遠足(須)	校内硬筆展(6月中旬予定)
15日(土)		
16日(日)		
17日(月)	小中連携授業参観ウイーク(須) 小中連携授業参観ウイーク② (百小→前中)(百)	小中連携授業参観ウイーク(須) 小中連携授業参観ウイーク② (百小→前中)(前)

	定時退勤推奨ウィーク（～23日） （笠）	
18日（火）	第1回学校応援団連絡会（須） 第1回学校運営協議会（百）	生徒総会（前） スケアード・ストレイト（自転車交通安全教育）（百）
19日（水）	宮代特支との交流会（4年）（百） 百中学区相互参観（～26日） （東・笠）	百中学区相互参観（～26日）（百）
20日（木）		学校総合体育大会陸上競技地区大会 （中）
21日（金）	ふれあいデー（須・百・東・笠） 林間学校説明会（5年）（百） 社会科見学（6年）（笠）	ふれあいデー（須・百） 修学旅行（～23日）（須）
22日（土）	県硬筆展覧会（～23日）（小）	県硬筆展覧会（～23日）（中）
23日（日）		
24日（月）	民生委員・児童委員連絡協議会 （須） 社会科見学（6年）（東）	
25日（火）	不審者対応避難訓練（須）	期末テスト（～26日）（前）
26日（水）		
27日（木）		学習会（～28日）（須） 期末テスト（～28日）（百）
28日（金）	授業参観（笠）	スマホ・ケータイ安全教室（百） 定時退勤推奨ウィーク（～7/4）（前）
29日（土）	学習参観・懇談会（全学年）（須）	ふれあいデー（前） 土曜授業（前） 携帯教室（前）
30日（日）		

イ 6月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日付	内 容	場 所
3日（月）	管理担当訪問	前原中・百間小・笠原小
4日（火）	第2回社会科副読本編集委員会	役場 204 会議室
6日（木）	第1回就学支援委員会	役場 202 会議室
11日（火）	第1回いじめ不登校対策連絡会議	進修館大ホール
13日（木）	小中一貫教育推進委員会	役場 202 会議室
14日（金）	第1回子ども環境会議	役場 202 会議室
14日（金）	支援担当訪問	百間小
17日（月）	管理担当訪問	東小・百間中
17日（月）	I C T研修会	オンライン
18日（火）	体力向上推進委員会	役場 202 会議室
19日（水）	支援担当訪問	百間中
20日（木）	英語活動・英語教育推進委員会	役場 204 会議室
24日（月）	支援担当訪問	須賀小

(3) 生涯学習関係

ア 6月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
15日（土） 14:00～16:00	大人のスポーツフィールド ■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。 ●内容：さいかつぼーる、カローリング ●対象：町内在住・在勤・在学の小学校4年生以上 30人 ●参加費：100円	ぐるる宮代 サブアリーナ
29日（土） 13:00～15:00	あそびと運動 ■子供たちがさまざまなスポーツ種目を体験することで、スポーツの楽しさと基本を知るとともに、一人ひとりが自分にあったスポーツや興味を持てるスポーツに出会うことを目的としたスポーツ体験イベントを実施。 ●内容：アーチェリー ●対象：小学校5・6年生 20人 ●参加費：100円 ●協力：宮代町アーチェリー連盟	山崎アーチェリー場

議案第11号

宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員に委嘱することについて議決を求める。

令和6年5月27日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員に委嘱したいので、宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例第4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和7年3月31日までとする。

宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員名簿

任期 令和6年4月1日～令和7年3月31日

	氏名	区分
1	金野 泰久	(1) 学校管理職 (須賀小学校校長)
2	塚越 健一	(1) 学校管理職 (百間小学校校長)
3	高野 桂子	(1) 学校管理職 (東小学校校長)
4	山口 隆夫	(1) 学校管理職 (笠原小学校校長)
5	谷 義明	(1) 学校管理職 (須賀中学校校長)
6	栗原 利夫	(1) 学校管理職 (百間中学校校長)
7	長井 勝利	(1) 学校管理職 (前原中学校校長)
8	小内 慶太	(2) 学校職員 (須賀小学校教諭)
9	西野 隼太	(2) 学校職員 (百間小学校教諭)
10	鈴木 美咲	(2) 学校職員 (東小学校教諭)
11	吉田 圭佑	(2) 学校職員 (笠原小学校教諭)
12	古関 孝史	(2) 学校職員 (須賀中学校教諭)
13	吉村 英治	(2) 学校職員 (百間中学校教諭)
14	榊原 裕也	(2) 学校職員 (前原中学校教諭)
15	森 舞	(3) 学校配置相談員 (須賀中さわやか相談員)
16	増田 雅行	(3) 学校配置相談員 (百間中さわやか相談員)
17	木元 宏至	(3) 学校配置相談員 (前原中さわやか相談員)
18	瀬田 浩	(4) 宮代町教育支援センター職員 (センター長)
19	持田 欣彬	(5) 警察関係者 (杉戸警察署生活安全課生活安全総務係長)
20	野原 弘子	(6) 児童福祉関係者 (宮代町民生委員・児童委員協議会主任児童委員)
21	鶴見 祥子	(7) 人権擁護委員
22	石井 大晴	(8) 宮代町PTA連絡協議会を代表する者 (須賀中学校PTA会長)
23	柴崎 記代子	(9) 宮代町職員 (子育て支援課長)
24	野口 延寿	(9) 宮代町職員 (人権推進室長)
25	上田 悟	(10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (SSW)

【参考】宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例（抜粋）

令和5年3月28日 条例第1号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）におけるいじめ防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき宮代町が設置する宮代町いじめ不登校対策連絡会議、宮代町いじめ問題調査委員会及び宮代町いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 宮代町いじめ不登校対策連絡会議

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、宮代町いじめ不登校対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- （2）町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること。
- （3）その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 連絡会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- （1）学校管理職
- （2）学校職員
- （3）学校配置相談員
- （4）宮代町教育支援センター職員
- （5）警察関係者
- （6）児童福祉関係者
- （7）人権擁護委員
- （8）宮代町PTA連絡協議会を代表する者
- （9）宮代町職員
- （10）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 連絡会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

《以下、省略》

議案第12号

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委嘱について

別紙の者を宮代町教育委員会の事務に関する点検評価に係る委員に委嘱することについて議決を求める。

令和6年5月27日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領第3条第1項の規定により評価委員に委嘱したいので、この案を提出するものである。

なお、委嘱期間は令和6年6月1日から点検評価を終えるまでの間とする。

別紙

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員

任期 令和6年6月1日～点検評価終了まで

	氏 名	選 出 分 野
1	小島 隆子	元小学校長
2	長坂 貴子	宮代町PTA連絡協議会
3	石田 俊幸	宮代町スポーツ協会

【資料】教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領

平成25年3月14日 教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき宮代町教育委員会が行う教育委員会の事務に関する点検評価（以下「点検評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(第三者評価)

第2条 点検評価の実施に際しては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、客観性を確保するため、第三者による評価を行うものとする。

(評価委員)

第3条 前条に定める評価を行うための委員（以下「評価委員」という。）は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 評価委員の定数は3名以内とする。

(所掌事項)

第4条 評価委員は、点検評価について公正・中立の立場から検証し、意見を提出するものとする。

(任期)

第5条 評価委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から、所掌事項が終える日までとする。

(会議等)

第6条 評価委員の会議は、教育委員会が招集する。

(謝金)

第7条 評価委員には、謝金を進呈する。

(関係資料の提供)

第8条 教育委員会事務局は、評価委員の評価に資するため、評価対象の事務事業に関し、客観的資料を提供しなければならない。

議案第13号

宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和6年5月27日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食運営審議会条例第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。
なお、任期は令和8年3月31日までとする。

宮代町学校給食運営審議会名簿

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

	氏 名	所 属	備 考
1	鈴木 仁志	学校医代表	町医師会長
2	平山 隆志	学校歯科医代表	
3	井浦 剛	薬剤師代表	
4	杉木 夏苗	保健所職員	
5	吉田 シゲ子	識見を有する者	食生活改善推進員協議会
6	金野 泰久	須賀小学校長	
7	塚越 健一	百間小学校長	
8	高野 桂子	東小学校長	
9	山口 隆夫	笠原小学校長	
10	谷 義明	須賀中学校長	
11	栗原 利夫	百間中学校長	
12	長井 勝利	前原中学校長	
13	梶村 つぐみ	保護者代表	百間中学校PTA
14	岩崎 智美	保護者代表	百間小学校PTA

事務局 小川 雅也（教育推進課副課長兼給食センター所長）

齋藤 真美子（教育推進課主幹兼指導主事）

埜中 美也（教育推進課主任）

佐藤 悠子（百間小学校 栄養教諭）

大海 康輔（百間中学校 栄養教諭）

(設置)

第1条 学校給食の適正な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、宮代町学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の計画に関する事項 (2) 学校給食費に関する事項
(3) 給食内容に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関する重要事項
(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校医代表 (2) 学校歯科医代表 (3) 学校薬剤師代表 (4) 保健所職員
(5) 識見を有する者 (6) 公募による町民 (7) 学校長 (8) 保護者の代表
(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
3 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
5 会長及び副会長の任期は、当該委員の任期とする。

議案第14号

宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和6年5月27日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食研究委員会規則第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。
なお、任期は令和8年3月31日までとする。

宮代町学校給食研究委員会名簿

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

	氏 名	所 属
1	栗原 利夫	校長会の代表（百間中学校長）
2	渡辺 貴子	教頭会の代表（須賀中学校教頭）
3	田中 葉月	給食主任（須賀小学校教諭）
4	内藤 淑恵	給食主任（百間小学校教諭）
5	蓮見 長子	給食主任（東 小学校教諭）
6	三枝 美紗都	給食主任（笠原小学校教諭）
7	飛田 麻笑	給食主任（須賀中学校教諭）
8	岡田 麻友	給食主任（百間中学校教諭）
9	伊藤 綾子	給食主任（前原中学校教諭）
10	福澤 里菜	養護部会の代表（須賀中学校養護教諭）
11	井浦 剛	学校薬剤師の代表
12	庄司 果央理	保護者の代表（笠原小学校PTA）
13	太田 由紀子	保護者の代表（前原中学校PTA）
14	佐藤 悠子	栄養士（百間小学校栄養教諭）
15	大海 康輔	栄養士（百間中学校栄養教諭）

事務局

小川 雅也	教育推進課副課長兼給食センター所長
齋藤 真美子	教育推進課主幹兼指導主事
埜中 美也	教育推進課教育総務担当 主任

【資料】 宮代町学校給食研究委員会規則 (抜粋)

平成22年3月22日教委規則第2号

最終改正 平成22年9月30日教委規則第5号

(目的及び設置)

第1条 学校給食の質の向上を図るため、宮代町学校給食研究委員会（以下「研究委員会」という。）を設置する。

(調査研究事項)

第2条 研究委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 学校給食の献立に関する事項
- (2) 学校給食の衛生、安全に関する事項
- (3) 学校給食の指導に関する事項
- (4) 学校給食の事務に関する事項
- (5) その他学校給食に関して必要な事項

(委員及び組織)

第3条 研究委員会は、委員22人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 給食主任（各学校）
- (2) 栄養士
- (3) 校長会の代表
- (4) 教頭会の代表
- (5) 保護者の代表
- (6) 養護部会の代表
- (7) 学校薬剤師の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
- 3 委員は、再任することができる。

(研究委員会の役員)

第5条 研究委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は研究委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。